

障害のある児童が通う地域の学校への支援事業 実施要領

1 目的

世界保健機構(WHO)は「リハビリテーションは能力低下の改善のみでなく、高齢者や障害者の社会統合(インクルーシブ)の達成をも目指すもの」と定義している。

滋賀県立リハビリテーションセンターでは、高齢者、障害児・者のインクルーシブをめざし「地域包括ケアシステム」「共生社会」の構築実現に向け、各関係機関と連携しながら事業を進めているところである。

教育の現場でも、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が図られており、障害のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を構築するための取り組みが行われている。

文部科学省においては、特別支援教育の充実を図るべくインクルーシブ教育システム推進事業のなかで外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)との連携、活用を促している。

そこで当センターの理学療法士・作業療法士(セラピスト)が地域の学校の特別支援学級へ訪問し、在籍する児童生徒の現状を把握したうえで、担当教諭に児の障害特性に応じた教育場面における助言を行うことにより、教諭が児の理解を深め、それによる指導の向上や指導方法の改善、さらに児の学校生活が充実するよう医療機関との連携や他機関と協働することにより、子ども達の支援ネットワークの形成を促進するものである。

2 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

3 実施期間

申し込み:令和7年6月～11月

評価訪問:12月末まで

必要に応じての再相談・再評価:令和8年1～3月頃

4 事業対象

県内小中学校の特別支援学級在学中の肢体不自由あるいは病弱虚弱の児童生徒の担当教諭および特別支援教育コーディネーター(本事業は学校・教諭への支援であり、児童生徒に対する治療を目的として実施するものではありません。)

5 申込手順

(1) 保護者の了解を受託、事業申込み

- ①医療機関の受診の有無を確認し保護者の了解を得る。
- ②学校から滋賀県立リハビリテーションセンター（077-582-8157）へ電話。
- ③学校から必要書類をあわせ郵送にて申込み。

(2) 必要書類について

- ①児童生徒が定期的にリハビリテーション科を受診していない場合
「障害のある児童が通う地域の学校への支援事業」申込用紙（様式1）

- ②児童生徒が定期的にリハビリテーション科を受診している場合

医療機関との連携を最優先とし、家族が同意する場合

家族が「医療情報の共有についての同意書」（様式2）に署名・押印
家族が通院時などに同医療機関の担当セラピストに「医療機関からの情報提供書」（様式3）を記入してもらい、申込用紙（様式1）、同意書（様式2）と合わせて学校から郵送。

※滋賀県立総合病院（旧小児保健医療センター）では文書発行料がかかります。

※同意が得られない場合：内容により様々なリスクが生じるため事業が行えない可能性があります。

6 実施について

(1) 情報の聞き取り

必要に応じて学習環境や課題、提供方法や適応状況等を含めた課題等の詳細をメールや電話により聞き取りを行う。

(2) 日程調整

原則、先着順により、申込内容を検討し採択の連絡を行う。

応募多数となった場合、実施方法の検討を含め協議の機会を検討する。

(3) 具体的方法の検討と提案

現状の機能や能力の評価を行い、疾患や障害特性を踏まえ、それに応じた環境調整、課題の抽出、今後獲得が期待される能力や引き出す方法、代替手段等を活用した参加の機会の拡大等を共に検討する。

地域資源等も活用した余暇活動の情報提供や医療機関との連携強化の支援を行う。

(4) 方法

学校訪問あるいは Web システムを用いて行う。

(5) 学校への提案

滋賀県立リハビリテーションセンターより(様式5)をレターパックライトで郵送する。
(訪問後2～3週間程度)

(6) 共有

リハビリテーション科への定期受診がある場合、学校での課題や検討内容等を医療機関への情報提供(様式5)を共有し、医療機関と学校との連携強化の援助を行う。

(7) 学校からの報告

提案した内容を2ヶ月程度実践した後、対象者はその実施報告書(様式6)を提出する。

(8) 年度内の再実施

提案内容を実践し、不具合などがあれば当センターは再度訪問等を検討する。

(9) 報告

実施翌年度に滋賀県教育委員会特別支援教育課および訪問学校所管の市町教育委員会に報告する。

7 協力・連携機関

滋賀県教育委員会特別支援教育課、市町教育委員会

8 留意事項

- ※ 1回につき児童生徒は最大2名までとする。
- ※ 保護者や関係機関からの情報は担当教諭や特別支援教育コーディネーターが事前に収集しておく。
- ※ 滋賀県立総合病院(旧県立小児保健医療センター)での文書料は所得・保険の状況によって0～2500円発生するので事前に保護者に了解を取る。
- ※ 保護者への説明は担当教諭、特別支援教育コーディネーターが行う。
- ※ 申込は事業実施日の1ヶ月前を目処とする。
- ※ 感染症などの発生や流行など特殊な状況にある場合は当センターの判断のみで訪問を中止させていただくことがある。